# 静岡県富士山保全協力金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、第４回富士山世界文化遺産協議会において決定された、富士山の利用者負担制度に基づき実施する富士山保全協力金（以下「協力金」という。）について、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　協力金は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てることを目的とする。

（対象者）

第３条　対象者は、富士山の登山道開通期間において、富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルートの各五合目から先に立ち入る来訪者とする。

（実施方法）

第４条　次のいずれかの方法により、協力金の申出を受け付ける。

⑴　現地係員への申出

⑵　インターネットへの登録

⑶　コンビニエンスストアのマルチメディア端末への登録

⑷　県への申出書の送付

２　次のいずれかの方法により、協力金を受納する。

⑴　前項第１号により申出があった場合は、現金により受納する。ただし、水ヶ塚駐車場では令和元年８月 27 日から令和元年９月５日の期間について、クレジットカード決済も受納する。

⑵　前項第２号により申出があった場合は、クレジットカード決済により受納する。

⑶　前項第３号により申出があった場合は、現金、カード決済、バーコード決済又は電子マネーにより受納する。

⑷　前項第４号により申出があった場合は、県発行の納付書による金融機関への振込みにより受納する。

（金額）

第５条　協力金の額は、１人当たり 1,000 円を基本とする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協力金の実施について必要な事項については、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。